

第 3 2 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関①」という。）及び名古屋市長（以下「実施機関②」という。）が行った第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①及び②について

- (1) 平成30年 4月16日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

自殺した児童生徒が在籍していた学校に対する開示請求
職員会議、研修会、部会で配布された文書及び議事録 H29年度
市民、障害者団体から提出された意見書及びその団体との協議文書 H29年度

- (2) 同年 5月 1日、実施機関①は、公開決定の期間を延長することを決定し、同年 5月31日、本件公開請求①の対象となる行政文書のうち相当の部分として平成29年度 4月 職員会議（Ⅰ）及び職員会議 4月（Ⅱ）（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 6月 4日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求①を行った。

(4) 同年 8月31日、実施機関①は、本件公開請求①について、上記(2) で既に決定した部分を除いた残りの行政文書として、平成29年度 5月 職員会議資料、平成29年度 6月 職員会議資料、平成29年度 9月 職員会議資料、平成29年度10月 職員会議資料、平成29年度11月 職員会議資料、平成29年度 1月 職員会議資料、職員会議記録 H30.2.1 (木) 及び平成29年度 2月末 職員会議資料 (以下これらを「本件行政文書②」という。) を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定 (以下「本件処分②」という。) を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(5) 同年 9月26日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求②を行った。

(6) 実施機関①は、本件公開請求①について、本件処分①及び②のほかにも決定を行っているが、審査請求①及び②は本件処分①及び②を特定して行われたものである。

2 審査請求③について

(1) 平成30年 6月 6日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求 (以下「本件公開請求②」という。) を行った。

子ども福祉課が管理しているDV被害者支援に係る会議で配布された文書及び議事録 (H29年度) (各区役所が入手した文書)
(以下「本件行政文書③」という。)

(2) 同年 7月19日、実施機関②は、本件行政文書③を特定した上で、その一部を非公開とする一部公開決定 (以下「本件処分③」という。) を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求④について

(1) 平成30年 7月26日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求 (以下「本件公開請求③」という。) を行っ

た。

- ・名古屋市立学校教職員の健康管理に関する基準の規定
- ・職員分限条例及び職員分限条例施行規則（運用解釈を含む）
- ・分限処分に係る文書（「別紙に係るもの」）

なお、上記別紙とは実施機関①が名古屋市職員傷病審議会に諮問するに際し作成した送付文の写しである。

(2) 同年 9月 7日、実施機関①は、休職等の発令について及び辞令（以下これらを「本件行政文書④」という。）を特定し、その全てを非公開とする非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 同年 9月26日、審査請求人は、本件処分④を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関①は本件公開請求③に対して本件処分④のほかにも決定を行っているが、審査請求④は本件処分④を特定して行われたものである。

4 審査請求⑤について

(1) 平成30年 7月 9日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

カード市民の声

（全文を含む）

H29年度 H30年度

(2) 同年 8月22日、実施機関①は、請求のあった文書のうち、カード市民の声（平成30年度分）（以下「本件行政文書⑤」という。）を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行った。

(3) 同年 9月26日、審査請求人は、本件処分⑤を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関①は本件公開請求④に対して本件処分⑤のほかにも決定を行っているが、審査請求⑤は本件処分⑤を特定して行われたものである。

5 審査請求⑥について

- (1) 平成30年 7月26日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑤」という。）を行った。

クラス全体の指導計画

個別の指導計画

H29年度 任意の幼稚園の 1園分のみ

- (2) 同年 8月31日、実施機関①は、平成29年度 週案（A園）及び29年度個別の指導計画（通常の学級用）（A園）（請求にかかるもの）（以下「本件行政文書⑥」という。）を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分⑥」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 9月26日、審査請求人は、本件処分⑥を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

6 審査請求⑦について

- (1) 平成30年 7月13日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑥」という。）を行った。

医師診断書

（精神障害者保健福祉手帳用）

精神保健福祉センターに対する請求

（Fコードごとに 1件）

- (2) 同年 8月24日、実施機関②は、精神保健福祉センターに対する請求 医師診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（Fコードごとに 1件）（以下「本件行政文書⑦」という。）を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分⑦」という。）を行い、その旨を審査請求人に通

知した。

- (3) 同年 9月26日、審査請求人は、本件処分⑦を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、各実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①及び②について

本件行政文書①及び②には、生徒の氏名（以下「本件情報①」という。）が記載されているが、これは、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくない情報と認められ、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。また、教職員の氏名及び学校の行事日程等（以下「本件情報②」という。）が記載されており、これらは特定の学校を識別することができる情報であり、公表することにより自殺した生徒の在籍していた学校が明らかとなり、当該生徒及びその家族のプライバシーが侵害されるため、これらの情報も条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

さらに、本件情報②が公になれば、当該職員らの業務の遂行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 5号に該当する。また、本件行政文書①に記載された、当該学校の評価における留意点等の情報（以下「本件情報③」という。）は公表することにより公正な評価の実施に支障を及ぼすおそれがあり、本件行政文書②に記載された、生徒の成績評価に関する情報、アンケートの自由記入事項及び全国学力学習状況調査結果（以下「本件情報④」という。）は公開することにより学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報も条例第 7条第 1項第 5号に該当する。

(2) 審査請求③について

本件行政文書③には、DV（「配偶者からの暴力等」をいう。以下同じ。）に関する相談者（以下「DV相談者」という。）の支援に係る職務関係者の氏名等（以下「本件情報⑤」という。）が記載されている。これは、特定の個人を識別することができる情報であり、当該職務関係者が公務員であるか否かを問わず、加害者から危害を加えられる可能性が生じるなど、その者の権利利益を不当に害するおそれがあり、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

また、実施機関②や法人等が行うDV相談者の支援に関する事務又は事

業の情報（以下「本件情報⑥」という。）を公にすると、DV相談者の生命・身体の保護や安心できる相談の環境を損なうこととなり、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、条例第7条第1項第5号に該当する。

(3) 審査請求④について

本件行政文書④には、心身の故障のため休職にする職員の氏名、傷病名及び休職期間（以下「本件情報⑦」という。）が記載されており、これらは個人の健康状態に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

また、休職等を発令したという情報（以下「本件情報⑧」という。）は人事管理に係る事務に関するものであり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1項第5号に該当する。

(4) 審査請求⑤について

本件行政文書⑤には、市民の声を寄せた者の氏名等（以下「本件情報⑨」という。）、特定の個人を識別できる情報があり、公にすることにより、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。また、公表に同意しない旨の申出があったもの（以下「本件情報⑩」という。）については、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、条例第7条第1項第1号に該当する。

また、情報源を秘匿する制度により寄せられた意見も含まれているが、当該制度により意見が寄せられたこと（以下「本件情報⑪」という。）を公にすれば、当該制度の運用に著しい支障が生じる恐れがあり、条例第7条第1項第5号に該当する。

(5) 審査請求⑥について

本件行政文書⑥には、園児の氏名、誕生日、障害の状況、遊び・行動・対人関係等園生活上気にかかること等（以下「本件情報⑫」という。）が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害

するおそれがあることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(6) 審査請求⑦について

本件行政文書⑦には、個人の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、初診年月日、発病から現在までの病歴並びに治療の経過及び内容、医師の略歴、医師の氏名等（以下「本件情報⑬」という。）が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①及び②について

本件情報②が公表され、自殺した生徒が在籍していた学校が明らかになれば、当該学校関係者以外の者から多数の電話、メール等が寄せられたり、訪問されるなどして、当該学校の職員らの業務の遂行に支障が生じるおそれがある。また、本件情報③及び④は、公表すれば、当該学校における成績評価の方法が明らかとなり、公正な成績評価の実施に支障が生じるおそれ、今後の保護者アンケートにおいて率直な意見の記入が妨げられるおそれ、及び学校の不当な序列化がなされるおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

(2) 審査請求⑤について

本件情報⑨を公開することは、個人を特定することのみならず、当該個人がどのような意識、信条等を有しているか識別できることとなるから、通常他人に知られたくない情報に該当する。

また、本件情報⑩について、これを公表すれば、公表を欲しない個人の意思に反し、公表するか否かを本人の意思にゆだねる、自己の情報をコントロールする個人の権利、利益を害するおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

また、本件情報⑪を公にすれば、当該制度の信頼を著しく損なう結果となり、当該制度の運用に著しい支障が生じるおそれが認められ、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

(3) 審査請求⑥について

ア 本件行政文書⑥は、「幼稚園教育要領」において作成を求められた文書であり、「幼稚園教育要領」では、「長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活の即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること」とされており、実施機関②においては、週案と呼ばれる週の指導計画をクラス単位で作成している。

また、「個別の指導計画」については、「障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」としており、実施機関②においては、クラス全体の指導をする上で、個々の幼児の状態等に応じた指導が必要である場合に作成している。

イ 本件行政文書⑥には、本件情報⑫が記載されている。

また、本件行政文書⑥のうち、29年度 個別の指導計画（通常の学級用）（A園）には、幼児の実態（障害の状況、遊び・行動・対人関係等園生活上気にかかること）、今年度の目標、具体的な支援内容（目標、手だて、指導の結果と課題）等が記載されており、特定の個人を直接識別できないまでも、個人の生活面・社会面の特徴が詳細に記載されている。

これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

(4) 審査請求⑦について

名古屋市精神保健福祉センターにおける「医師診断書」（精神障害者保健福祉手帳用）に記載された本件情報⑬は、対象者の病歴や、現在の精神状況等が明らかとなるものであり、氏名を伏せたとしても他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものである。これらの情報は対象者の内面、人格にかかわる私的な情報であり、公にすることに

より、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分のうち、本件行政文書①から⑦までを一部公開とした部分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求①から⑤までについて

条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 5 号に該当しない。

(2) 審査請求⑥及び⑦について

条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しない。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件情報②から④まで、⑥、⑧及び⑪が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

(2) 本件情報①、②、⑤、⑦、⑨、⑩、⑫及び⑬が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件行政文書①及び②は、自殺した児童生徒が在籍していた学校で平成29年度に開催された職員会議で配布された資料及び議事録であり、生徒の氏名、教職員の氏名、学校の行事日程、スローガン、所在地、学級数等の本件情報①及び②や、当該学校の評価における留意点等、保護者アンケートの自由記入事項、全国学力学習状況調査結果等の本件情報③及び④が記載されている。

(2) 本件行政文書③について

ア 実施機関②は、本件公開請求②に記載された文言と、審査請求人が本件公開請求②の直前に、類似した文言による行政文書公開請求を行っていることなどから、対象となる行政文書を個別具体的な事案に係るものではなく、実施機関②において広く適用されるべき事項等に係るDV被害者支援に係る会議で配布された文書及び議事録で、子ども福祉課が管理し、かつ各区役所が入手したものと解釈した。

イ 上記アの解釈に当てはまるものとして、名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議、平成29年度名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議、DV防止法執行機関連絡会議、平成29年度第1回配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）策定検討会議、平成29年度第2回配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）策定検討会議の資料が特定されている。

ウ 上記イの資料には、DV相談者の支援に係る職務関係者等の氏名等である本件情報⑤及び本件情報⑥を含むDV相談者の支援に関する事務又は事業の情報である本件情報⑥が記載されている。

エ なお、審査請求③及び本件公開請求②については、その趣旨に明確でない点があったことから、当審査会において審査請求人への調査を行ったところ、審査請求人が本件公開請求②において知りたい情報は、子ども福祉課が管理している、平成29年度中に行われたDV被害者支援に係る会議で配布された当該会議の議事内容に係る資料（各区役所が入手したもの）に記載された、名古屋市におけるDV被害者支援の方法、留意点等であるとのことであった。このことから、本件情報⑤の全部並びに本件情報⑥のうち法律の条文及び国により公表されている統計に関する部分については、本件公開請求②において審査請求人が公開を求める情報には当たらず、したがって、当審査会においては、審査請求③については、

本件情報⑥のうち法律の条文及び国により公表されている統計に関する部分を除いた部分について判断することとする。

(3) 本件行政文書④は、本件公開請求③の趣旨を満たす行政文書である、休職等の発令について及び辞令である。これは、分限処分の際に実施機関①が作成するもので、心身の故障のため休職になる職員の氏名、傷病名及び休職期間である本件情報⑦及び休職等を発令したという情報である本件情報⑧が記載されている。

(4) 本件行政文書⑤は、平成30年度に、名古屋市政に関する意見・提案で担当部署や相談窓口がわからない場合の問い合わせや相談を受け付ける際に、作成されたものであり、氏名や公表に対する同意の有無、使用された制度などの本件情報⑨から⑪までが記載されている。

(5) 本件行政文書⑥は、審査請求人の請求の趣旨に合致した、平成29年度における任意の幼稚園 1園に関するクラス全体及び個別の園児に対しどのように指導を行うかが記載されたものであり、その性質上指導計画の対象となる園児に係る氏名、誕生日、障害の状況、遊び・行動・対人関係等園生活上気にかかること等の本件情報⑫が記載されている。

(6) 本件行政文書⑦は、精神保健福祉センターに対する請求 医師診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（Fコードごとに 1件）であるが、精神保健福祉センターにおいて、精神障害者保健福祉手帳の手続きの際、申請者の状況を実施機関が把握するためのものであり、実施機関②の主張のとおり本件情報⑬が記載されている。

4 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものである。

(2) 本件行政文書①の性質を踏まえると、本件情報②は、これが明らかになれば当該学校関係者以外の者から多数の問い合わせや訪問が生じるおそれがあること、本件情報③が明らかになれば、当該学校における生徒の成績評価の具体的な方法が明らかになり、公正な評価ができなくなるおそれがあること、本件情報④が明らかになれば、今後の保護者アンケートにおいて率直な意見の記入が妨げられるおそれや、学校の不当な序列化がなされ

るおそれがあることが認められる。

- (3) 本件行政文書③の性質を踏まえると、本件情報⑥（審査請求人が公開を求めている部分を除く。以下同じ。）が明らかになれば、DV相談者の生命・身体保護やDV相談者が安心して相談できる環境を損なうおそれがあることが認められる。
- (4) 本件行政文書④の性質を踏まえると、本件情報⑧が明らかになれば、具体的な人事管理に係る部分が明らかとなり、公正かつ円滑な人事に影響を与えるおそれがあることが認められる。
- (5) 本件行政文書⑤には、情報の提供者により、その公表を前提としているものもあれば、その秘匿を前提としているものもあることが認められる。実施機関①が、情報源を秘匿する制度により寄せられた意見につき、当該意見の内容を公開し、本件情報⑪を非公開としていることについては、当該制度の設計自体に起因しており、当該制度設計には改善の余地があると考えられるものの、本件情報⑪が情報源を秘匿することを前提とするものであることから、これを明らかにすることができないことは、いうまでもない。
- (6) よって、本件情報②から④まで、⑥、⑧及び⑪が明らかになれば当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとする各実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。
- (7) したがって、本件情報②から④まで、⑥、⑧及び⑪は条例第7条第1項第5号に該当すると認められる。

5 条例第7条第1項第1号該当性について

- (1) 実施機関②は、本件情報②は、条例第7条第1項第5号と重複して第1号にも該当すると主張しているが、上記4で判断したように、本件情報②は、非公開とすべきであるため、本件情報②について重ねて判断する必要はない。そのため、各実施機関が条例第7条第1項第1号に該当すると主張する情報のうち、本件情報②を除いた、本件情報①、⑦、⑨、⑩、⑫及び⑬の条例第7条第1項第1号該当性につき、以下判断する。
- (2) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護

するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(3) 本件行政文書①、②及び④から⑦までの性質を踏まえると、これらに記載された本件情報①、⑦、⑨、⑩、⑫及び⑬は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(4) したがって、本件情報①、⑦、⑨、⑩、⑫及び⑬は条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
12月28日	弁明書の受理
平成31年 3月20日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成31年 3月25日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
令和 3年 2月25日	弁明書の受理

3月 5日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知
-------	---

(3) 審査請求③

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮問書の受理
同日	実施機関②に弁明書を提出するよう通知
2月22日	弁明書の受理
4月22日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(4) 審査請求④

年 月 日	内 容
平成31年 2月26日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
令和 2年12月21日	弁明書の受理
12月23日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(5) 審査請求⑤

年 月 日	内 容
平成31年 2月26日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
平成31年 3月26日	弁明書の受理
4月12日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(6) 審査請求⑥

年 月 日	内 容
平成31年 3月25日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
令和 3年 3月 2日	弁明書の受理
3月 5日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(7) 審査請求⑦

年 月 日	内 容
平成31年 3月25日	諮問書の受理
同日	実施機関②に弁明書を提出するよう通知
4月25日	弁明書の受理
令和元年 5月28日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議
4月23日 (第36回第 1小委員会)	調査審議
5月28日 (第37回第 1小委員会)	調査審議
7月30日 (第38回第 1小委員会)	調査審議
8月27日 (第39回第 1小委員会)	調査審議
令和 4年 1月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦